1. 市税一覧表

区分	課税の対象	納税義務者	賦課期日	課税標準•ラ	申告の期限	納期			
市民税個人	 ○市内に住所を有する個人 ⇒ 均等割額及び所得割額の合算額により課税 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの ⇒ 均等割額のみ課税 		1月1日	【均等割】 税 率:3,500円 【所得割】 課税標準:前年の所得について算出した総所 税 率:6%	得金額、退職所	所得金額及び山木	林所得金額	○申告書の提出期限 3月15日 ○給与支払報告書の 提出期限 1月31日	普 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
法人	行うもの ○法人でない社団又は財団で、 業を行うもの(人格のない社団 ⇒ 均等割額及び法人税 ○市内に寮や保養所等を有する を有しないもの ○市内に事務所や事業所等を有 行わないもの ⇒ 均等割額のみ課税	「する公益法人等で、収益事業を 代表者等の定めがあり、収益事 (等) 連割額の合算額により課税 法人で、市内に事務所や事業所 「する公益法人等で、収益事業を 行うことにより法人税を課される で等を有するもの		(均等割) 法 人 の 区 分 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課きないもの以外(独立行政法人で収益事業を行・人格のない社団等(法人でない社団又は財団定めがあり、収益事業を行うもの)・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法ものを除く)・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資出資金の額を有しないもの 資 本 金 等 の 額 1,000万円以下の法人 1,000万円と超え、1億円以下の法人 1億円を超え、10億円以下の法人 10億円を超え、50億円以下の法人 50億円を超える法人 【法人税割】 令和元年9月30日以前に開始する事業年度 令和元年10月1日以後に開始する事業年度	均等割を課することがで は事業を行うものを除く) 上団又は財団で代表者等の (非営利型法人に該当する トの法人で資本金の額又は 市内の従業者数が (年額) 50 人以下 50 50,000 円 15 160,000 円 15 160,000 円 40 410,000 円 1,75 3,00			○事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内	入)

区分	課税の対象	納税義務者	賦課期日			課税標準・税	说率等 ————————————————————————————————————		申告の期限	納期			
固定資産税	○固定資産(土地・家屋・償却資産)	○固定資産(土地・家屋・償却 資産)の所有者	1月1日	課税標準:地方税法に特別の定めのあるものを除き、土地家屋又は償却資産の各課税台帳に登録された価格税率:1.4%免税点:土地 課税標準額 30万円家屋 "20万円 償却資産"150万円					○償却資産の所有者 1月31日 ○建物の区分所有者 等に関する法律第2 条第4項の共用部分 の所有者の申出によ る補正 2月 1日	~4月30日 第2期 7月1日 ~7月31日 第3期			
軽	○原動機付自転車	○軽自動車等の所有者	4月1日	種	別			三額)	○新規取得·名義変更	l ·			
自	○小型特殊自動車				50cc 以下 125 cc以下かつ最高出力			2,000 円	等 所有者となった日	5月1日			
動	○軽自動車						2,000 円	若しくは変更事由が	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
車	○二輪の小型自動車			│ │ │ 原動機付自転車	4.0 以以下	動機付自転車		2,000 円	生じた日から 15 日以 内				
税					50cc 超 90c			2,000円					
種					90 cc超 125			2,400円	○廃 車				
·					ミニカー(3,700円	所有者でなくなっ				
別				小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円	た日から30日以内				
割				小空符/休日 動車	その他			5,900 円	 ※ 新税率は、平成 27 年 4				
					1	c 超 250cc 以		3,600円	月1日以降に初めて車両				
					下)		\ a \ dum \ a \ d		番号の指定を受けた車 両に適用し、このうちー				
					三輪		※新税率	3,900円	定の環境性能を有する 車両には、該当車両につ き1年度分に限り、その				
							旧税率	3, 100 円					
				軽自動車			重課税率 ※新税率	4,600円 3,800円	性能に応じた税率軽減あり ※ 旧税率は、平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両に適用する				
						営業用	旧税率	3,000円					
							重課税率	4,500円					
					四輪貨物	輪貨物 ————————————————————————————————————	※新税率	5,000円					
							旧税率	4,000 円					
							重課税率	6,000円					
							※新税率	6,900 円	※重課税率は、最初の新				
									営業用	旧税率	5,500 円	規検査から 13 年を経過 した車両に適用する	
					 四輪乗用		重課税率	8,200 円	した年間(に)週/ガリ る				
					四十十二八八八	自家用	※新税率	10,800 円					
							旧税率	7, 200 円					
				. 1.6			重課税率	12,900 円					
		1	1	二輪の小型自動車 250cc 超			6,000 円	İ	I				

区分	課税の対象	納税義務者	賦課期日		課税標準・税率等	申告の期限	納期		
軽自	○軽自動車	○軽自動車等の取得者	取得時	課税標準:新車・中古車を問わず取得軽自動車の取得価額(免税点は 50 万円) ■軽乗用車				○軽自動車(新車・ 古車を問わず)の取 時(購入時)	-
動						税	率	─────────────────────────────────────	.0
車					区分	自家用	営業用	間、岐阜県が行う。	
税				電気自動車等			1		
環				低減又は	H17 年排出ガス規制 75%R12 年度燃費基準 80%達成 かつ R2 年度燃費基準達成非課税				
境性				H30 年排出ガス規制 50% 低減	R12 年度燃費基準 75%達成 かつ R2 年度燃費基準達成	1%	0.5%		
能					R12 年度燃費基準 70%達成 かつ R2 年度燃費基準達成	2%	1%		
割				<u>L</u>	上記以外		2%		
				■軽貨物車		######################################	i率		
					区分	自家用	営業用		
				電気自動車等	I		M2 47M		
				H17 年排出ガス規制 75% R4 年度燃費基準 105%達成 非課税 低減又は					
				H30 年排出ガス規制 50%	R4 年度燃費基準達成	1%	0.5%		
				低減	R4 年度燃費基準 95%達成	2%	1%		
					<u></u> 主記以外		2%		
市たばこ税	○卸売販売業者等が小売販売業者 若しくは消費者等に行う売渡し又 は消費等に係る製造たばこ	○製造たばこの製造者○特定販売業者(輸入業者)○卸売販売業者		課税標準:売渡し等本数 税 率: 1,000本につ	うき 6,552円	I	日までの間の課税標準数した申告書を翌月末日まった納付		
鉱産税	○鉱物の掘採の事業	○鉱物の掘採の事業を行う鉱業者		課税標準:鉱物の価格 税 率:1%(月算2007	日までの間の掘採した鉱 単額、税額等を記載した 日から月末までに提出す				
都市計画税	○市街化区域内に所在する土地又 は家屋	○土地又は家屋の所有者	1月1日	課税標準:土地又は家屋に 税率 0.3%		固定資産税と併納			
所在市交付金	○当該固定資産を所有する国又は 地方公共団体以外の者が使用して いる固定資産	○国、地方公共団体	前年 3月31日	国有財産台帳、公有財産台 算定率:1.4%	ーー 台帳に記載された価格		6月30日		

2. 市税に関する主な取り組み

年	月	内容
双凸 05 年	10 月	原動機付自転車の新課税標識(ご当地ナンバー)の導入
平成 25 年		税証明書コンビニ交付サービスの開始
	12 月	市・県民税額シミュレーションシステムの導入
平成 26 年	4月	口座振替済通知書の廃止
平成 28 年	4月	 市税納付サイト/クレジットカード収納を軽自動車税で開始 (※R1.12 終了)
平成 29 年	4月	市税納付サイト/クレジットカード収納を固定資産税・都市計画税で開始 (※R5.3 終了)
	6月	市税納付サイト/クレジットカード収納を市・県民税で開始
平成 30 年	4月	市税納付サイト/インターネットバンキング収納及びスマートフォン決済 サービス PayB(ペイビー)を開始
	5月	4月 固定資産税・都市計画税 (市税納付サイトでの取扱 ※R5.3終了)
	6月	5月 軽自動車税 (市税納付サイトでの取扱 ※R5.3 終了) 6月 市県民税(普通徴収)
平成 31 年	1月	クレジットカード等を活用した市税等の納付環境の整備(市窓口)に係る 実証実験を実施
		モバイル送金・決済サービス「LINE Pay」の活用による市税等の 納付環境の整備に係る実証実験を実施
	4月	スマートフォンアプリ「Origami」の活用による市税等の納付環境 の整備に係る実証実験を実施 (※R1.12 終了)
令和元年	9月	モバイル送金・決済サービス「LINE Pay」、スマートフォンアプリ 「PayPay」及び「d払い」の活用による税証明書等の納付環境の整
		備に係る実証実験を実施
	10 月	市県民税(特別徴収)、法人市民税で、地方税共通納税システムでの納付を 開始
令和2年	4月	スマートフォン決済アプリ「PayPay」の活用による市税等の納付環 境の整備を実施
令和3年	12 月	スマートフォンアプリ「auPay」「メルペイ」など 17 種類のQRコード決済を追加し、税証明書等の納付環境の整備を実施
令和5年	4月	地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税・都市計画税、軽自動車 税種別割を追加 それに伴い、納付書に印字された地方税統一QRコード (e L-QR)を利用しての納付を開始